

米国企業犯罪における 個人責任追及の 脅威

— 米国司法省イェーツ・メモ公表の影響

制作/レクシスネクシス・ジャパン広告出版部

デビボイス・アンド・プリンプトン
ニューヨーク州弁護士
ヘレン・キャントウエル

弁護士・ニューヨーク州弁護士
青山 直美



Naomi Aoyama
東京大学法学部卒。94年弁護士登録。99年シカゴ大学LL.M. 99年よりDebevoise & Plimpton LLPニューヨークにてM&A、合弁案件等に従事。15年に帰国し、東京オフィスを開業。

企業は、減免措置を受けるため、早期に個人を特定して内部調査を行うことを余儀なくされるであろうし、「すべての」情報提供という要

情報管理システムの整備

では、この指針が実務にどのように影響するのだろうか。会社はどのような対策を講じておくのがよいだろうか。

- ④ 個人責任を追及しないことを会社と合意してはならない。
- ⑤ 時効完成前に、個人について訴追等の採るべき措置を明確にせず、会社に対する事件を終結させてはならない。
- ⑥ 個人に対する責任追及を行うか否かの決定は、当該個人の支払能力以外の事項をも勘案して行うべきである。

近年、米国の法令に違反した日本企業の役員・従業員が実刑判決を受けて米国で収監されるという事態が珍しくなくなってきた。この点に関し、米国司法省は昨年9月、企業犯罪の訴追に携わる米国の司法当局者向けに、役員・従業員等の個人責任の追及・訴追をよりいっそう促す指針(イェーツ・メモ)を示している。

個人責任の追及

実は、当局が個人の責任に着目すること自体は今回が初めてではない。企業の行為とはいえ、そこにはその行為を行うことを決定し実行した人物が必ず存在するのであるから当然である。既に、1961年にロバート・ケネディ司法長官が、不正行為に携わった個人の責任を問わず会社が罰金を払うのみで事件が終結することには反対である旨を述べているし、ここ数年、イェーツ・メモの公表前にも複数の司法当局者が、企業の処遇を決

件を満たすため、事実を否定的にとらえ、最悪の事態を想定して調査を行うこととなろう。また、時効停止の合意ができる場合に限られることにより、当局からの迅速な情報提供の要求が高まるであろう。そのため、全社内でのITシステムに本社からアクセスできるようなシステム機器を整えておくことに加え、その操作方法およびいかなる情報がどこに保存されているかを熟知した人材を本社に確保しておくことが必要である。

役員・従業員との利益相反

個人の責任を明らかにする事実を示すことが会社の利益(減免措置の適用)に資するという枠組みにより、個人と会社の利益が相反する場合が多くなると思われる。情報収集・事実関係調査に関し、また、司法当局に対して開示できる情報の範囲について、法令上のみならず役員や従業員個人と会社との委任・雇用契約や就業規則等の社内規則上、遵守すべき事項や認められる調査の範囲等をあらかじめ明らかにしておくことが望ましい。

定する際、企業がどの程度当該違反行為に関わった個人を特定し証拠を提出しているかを勘案するとコメントしている。では、なぜ今回わざわざ個人責任追及の指針が作成・公表されたのか。

企業統治と個人責任の関係

コーポレートガバナンスの重要性が注目される中、取締役会がその役割を十分に果たすためには、構成員である各取締役が自由に適切な意見を表明して討議を行い、時には思い切ったビジネス判断を行うことが求められる。しかし、取締役会という機関としての意思決定が行われることにより、そこに至る過程に関与した各取締役の個人としての責任は曖昧になりかねない。また、取締役会の決定を実行に移す役員個人の責任はどうなるのかという問題も生じる。

他方、取締役会としての意思決定の有無にかかわらず各個人の責任を重視するということは、取締役会決議を重視する企業統治のあり方と逆行し、決議に関与する各取締役の萎縮を招きかねない。

実際の運用とこれから

ただし、実際の指針の運用・実現は簡単ではないようである。同指針公表の8日後には、個人を訴追することなくゼネラルモーターズ社と起訴猶予の合意をしている。企業側から見ても、当局に提出することが要求される、違反行為についての「すべての」情報というのが具体的に何を意味するのか、判断が難しい。各国の法令により情報の開示が禁止されている場合にどのように対処するかも問題である。この点につき、司法当局者も「ないものは出さなくてよい」とか「企業に実現不可能なことを強いるつもりはない」な

このような状況下で適切な企業統治を目指しつつそれに携わる個人に責任ある判断を促すために司法当局が積み重ねてきた努力がまためられたものが、昨年公表された指針であると考えられる。



Helen V. Cantwell
ハーバード大学ロースクール卒業。主な取扱分野は、企業危機管理、内部調査、捜査・刑事手続対応、企業訴訟。元米国検察官。

イェーツ・メモの内容

イェーツ・メモには6箇条の指針が記載されている。要旨は次のとおりである。

- ① 役職にかかわらず不正行為に関与した者全員について、すべての事実を明らかにしない限り、「捜査協力あり」として会社の処遇決定に際し減免措置を適用することはできない。
- ② 捜査開始直後から個人に重点を置く。
- ③ 刑事手続担当検察官と政府を代理する民事手続担当官は常時相互に置く。

どとコメントしているほか、本年4月に定められた海外腐敗行為防止法に関する指針は「自己申告・自発的開示」「全面的な協力」などにつき、より具体的に説明している。

また、最近、筆者の所属する事務所が経験したところでは、社外の弁護士が関与して行った企業の内部調査の結果につき、司法省が、判明した関連事実すべてに加え、その各事実を明らかにした個人名をすべて特定して提供するよう求めてきている。このような場合、依頼者との相談事項について弁護士秘匿特権を行使できないのか、行使した場合にはその企業が減免措置を受けるための捜査・訴追に協力をしたと認められなくなるのか—という問題が生じてきている。

Debevoise & Plimpton LLP
1931年にニューヨークで設立。60年以上前から日本企業もクライアントとし、世界各地における各種案件に携わる。本年3月より東京にデビボイス・アンド・プリンプトン外国法共同事業法律事務所を開業。
www.debevoise.com